

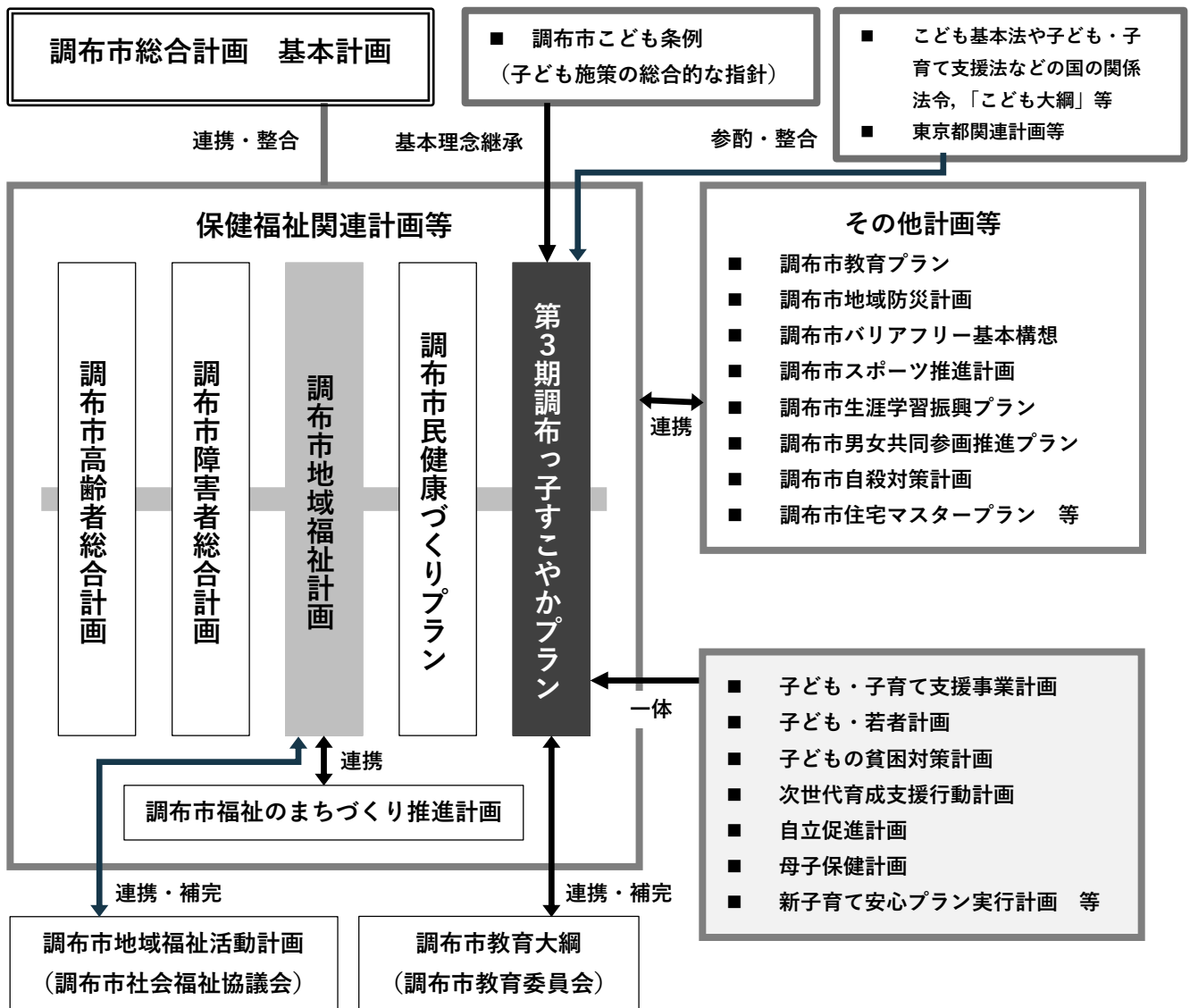
## 1. 第3期調布っ子すこやかプランの位置づけ

市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年4月から施行しています。本計画はこの「調布市子ども条例」を基本理念とし、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、「市町村こども計画」として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「次世代育成支援行動計画」、「自立促進計画」、「母子保健計画」、「新子育て安心プラン実行計画」と一体的に策定するとともに、障害児(者)支援や児童虐待防止対策、教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を総合的に展開する計画です。

あわせて、本計画の上位計画である「調布市総合計画 基本計画」との整合を図りながら、市が策定するその他の計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

### ■計画の位置づけ（イメージ）■



## 2.計画の期間

本計画は、5年間（令和7年度～令和11年度）を計画期間とします。但し、国や都の施策の動向、社会情勢の変化状況を踏まえて、必要に応じて見直すものとします。

### ■計画の期間■



## 3.計画の対象

「こども基本法」では、心身の発達の過程にある者を「こども」と定義しており、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援を目指しています。

こども基本法の目的や理念を踏まえ、本計画の対象は、0歳から概ね40歳未満のすべての子ども・若者、子どもを育てる家庭とします。なお、施策・事業によって対象年齢が個別に設定されているものがあります。